横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第1071号)

平成24年11月15日

横情審答申第1071号 平成24年11月15日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

平成24年5月25日建建審第97号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書の特定個人 A 宛の要望書を作成した鶴見区建築主事がその要望書において「旧特定個人 B 跡地については、異議の申し立てがあり調査の結果、当該土地の所有関係及び建築基準法から建て替えはできない。さらに、過去に土地の権利関係で、特定個人 C、特定個人 B 両氏間で争った民事上の裁判結果からも建て替えは現状ではできないものと考える。」と明記している事実は、特定個人 B が裁判の確定判決の主文で認められた通行権が民法174条の二の 1 項により特定年月日消滅時効になっているからであるが、その事実が市の見解ではないという内部文書一式」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書の特定個人A宛の要望書を作成した鶴見区建築主事がその要望書において「旧特定個人B跡地については、異議の申し立てがあり調査の結果、当該土地の所有関係及び建築基準法から建て替えはできない。さらに、過去に土地の権利関係で、特定個人C、特定個人B両氏間で争った民事上の裁判結果からも建て替えは現状ではできないものと考える。」と明記している事実は、特定個人Bが裁判の確定判決の主文で認められた通行権が民法174条の二の1項により特定年月日消滅時効になっているからであるが、その事実が市の見解ではないという内部文書一式」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書の特定個人A宛の要望書を作成した鶴見区建築主事がその要望書において「旧特定個人B跡地については、異議の申し立てがあり調査の結果、当該土地の所有関係及び建築基準法から建て替えはできない。さらに、過去に土地の権利関係で、特定個人C、特定個人B両氏間で争った民事上の裁判結果からも建て替えは現状ではできないものと考える。」と明記している事実は、特定個人Bが裁判の確定判決の主文で認められた通行権が民法174条の二の1項により特定年月日消滅時効になっているからであるが、その事実が市の見解ではないという内部文書一式」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成24年2月28日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求は、本市の建築主事(要望書作成当時。以下「建築主事」という。)が 特定個人Aに出した要望書について、当該要望書に記録された内容に係る見解を記 録した文書を請求しているものである。

したがって、非開示決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち建築主

事と特定個人Aとの関わりがあったことを答えることとなり、また、不存在による 非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち建築主事と特定個人 Aとの関わりがなかったことを答えることとなる。

その結果、建築主事と特定個人 A との関わりの有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

- (2) 特定個人Aが建築主事と何らかの関係があるという事実の有無は、当該特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。そのため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 虚偽の理由で非開示となっているため本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件処分の非開示決定通知書に、本件申立文書の内容を明記している事実が市の 見解でないというのであれば、建築主事が特定個人A及び特定個人Cに同文の要望 書を交付することはない。

当該要望書が市の見解ではないという見解は、元建築局長二名の見解であり、市の見解を作成するに当たっては根拠となる内部文書一式が存在しなければ有印虚偽記載の公文書を作成した犯罪行為に該当するため、その内部文書一式が存在するものと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件請求について

申立人は、本件請求の開示請求書に、「別添文書の特定個人A宛の要望書・・・において・・・その事実が市の見解ではないという内部文書一式」と記載し、申立 人が保有する特定個人Aを名宛人とした要望書を添付して本件請求を行っている。

当該開示請求書及び添付の要望書の記載内容から、本件請求は、特定個人B所有の土地に係る権利関係に関する事項及び当該土地における建築物の確認申請に関する事項並びに当該土地の権利関係で特定個人Bと特定個人Cが争った民事事件に関する事項があったことを前提にして、当該要望書の内容が市の見解ではないとする実施機関保有の内部文書を請求しているものである。また、開示請求書記載の特定

個人Aから特定個人Cまでのほか、当該要望書においては特定個人Dから特定個人 Gまでが挙げられ、複数の特定個人間の土地所有の変遷、紛争等についての記載が なされていることが認められる。

これらの点を踏まえると、本件請求は、特定個人Bと特定個人Cとの間で、特定個人B所有の土地及び当該土地における建築物に係る特定の紛争があり、当該紛争に関連して複数の特定個人又は特定個人Aが実施機関との間で文書等のやり取りを行う関係があったという事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものと解される。

(2) 存否応答拒否について

- ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、 当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、 非開示情報を開示することとなるとき」とは、通常、保護すべき情報の存在又は 不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明して しまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいうと解される。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、

条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検 討する。

- イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ ととなるものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。
- ウ 本件請求は、申立人が添付した文書に記載された建築主事の見解が市の見解ではないということを示した内部文書の開示を求めるものである。当該文書の見解は、特定個人B所有の土地及び当該土地における建築物について、開示請求書に名前を挙げられた複数の特定個人間で権利関係に関する紛争があることが前提となっており、そうすると、本件請求は特定の事項、場所を限定して行われたものであることが認められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定個人B所有の土地及び当該土地における建築物に係る権利関係の紛争について、実施機関が複数の特定個人又は特定個人Aとの間で文書等のやり取りを行ったという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定個人B所有の土地及び当該土地における建築物に係る権利関係の紛争について、実施機関が複数の特定個人又は特定個人Aとの間で文書等のやり取りを行っていないこと、又は理由付記の内容によっては実施機関が複数の特定個人又は特定個人Aとの間で文書等のやり取りを行っているが、当該紛争について実施機関が文書を作成していないことを明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非 開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、

開示請求をなされた事項について実施機関が特定個人と文書等のやり取りを行った事実があるか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存 否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井惠里可

《参考》

審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年 5 月25日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年6月15日 (第139回第三部会) 平成24年6月26日 (第216回第二部会) 平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・諮問の報告
平成24年7月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年8月2日 (第141回第三部会)	・審議
平成24年9月20日 (第142回第三部会)	• 審議
平成24年10月4日 (第143回第三部会)	・審議
平成24年10月18日 (第144回第三部会)	・審議